

# 答 申

## 第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和6年5月14日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「土地家屋のうち、区分建物、その敷地、附属建物の評価をする為の計算方法がわかるマニュアル等行政文書全て 尚、本日職員により、ホームページ上に記載がない旨の回答あり」について、実施機関のホームページで公開しており、一般の利用に供することを目的として管理している文書であるため、鹿児島市情報公開条例第2条第2項に定める公文書に該当しないことを理由として開示請求を却下とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当ではなく、これを取り消し、不存在を理由とする不開示決定をすべきである。

## 第2 請求対象文書及び決定の内容

### 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容

土地家屋のうち、区分建物、その敷地、附属建物の評価をする為の計算方法がわかるマニュアル等行政文書全て 尚、本日職員により、ホームページ上に記載がない旨の回答あり

### 2 決定の内容

本件対象公文書として、実施機関のホームページ掲載の文書（「よくある質問」のページの質問及び回答）を特定し、当該公文書が鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第2条第2項に定める公文書に該当しないことを理由とする、却下決定

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

### 1 趣旨及び理由

- (1) 審査請求人は、「計算方法がわかるマニュアル等」を請求している。
- (2) 処分庁が示しているのは、ホームページの案内だけで、そこには抽象的な表現でしかない。
- (3) (2)のホームページには、附属建物の計算方法は示されていない。

### 2 反論書における主張要旨

#### (1) 第4の1(1)について 否認かつ争う

かつて、侵入口の間口や奥行きにより、係数が定まっているマニュアル（当時、青色のカバーが付いていた書物であることを覚えている。かつ、その個所の写しを頂けなかったことを鑑みると、一般の利用に供することを目的とされていないは明らかな書物である。）を拝見したことがございますので、計算式等マニュアルは確実に存在する。

#### (2) 第4の1(2)について 否認

理由は、(1)の通り。

#### (3) 職員が、「ホームページには記載されていない。」と発言したことによる公文書開示

請求である。評価額等を計算するには、根拠が必要かつ、法令だけでなく(1)にお示した書物も含めマニュアルは確実に存在する。

(4) 第4の2について 否認

(1)及び(2)は、単に法令を示しているので、争う余地はないと考えますが、(3)につき、単に条文だけではヒューマンエラーが出てきても否定はできないと考えます。マニュアルによる図解、公式、及び計算方法が存在しないことは考えにくいと思料します。

(5) 区分建物及び付属建物について

別途添付している甲第1号証により、専有部分と共用分の合算により課税面積を求めている。このことは、地方税法（昭和25年法律第226号）第352条に記載はない。付属建物に関しても同様。

(6) その他 地方税法第352条及び同法第352条の2について

各所に「総務省令」があるので、条文を例にしたホームページに示している内容以外にも例外規定があることは明らかである。

#### 第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

##### 1 審査請求書に対する認否

(1) 第3の1(2)について

「処分庁が示しているのは、ホームページの案内だけで、そこには、抽象的な表現でしかない」については、争う。

地方税法第352条において、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、区分所有者の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第14条の規定により専有部分に専有部分の割合による共有に属する部分の持分を算入したもの）の床面積の割合により按分した額を課するとなっている。

また、同法第352条の2において、区分所有に係る家屋の敷地に対して課する固定資産税については、当該土地の各共有者ごとに、土地の持分の割合によって按分した額を課するとなっている。

ホームページで公開している文書（以下「当該公文書」という。）はこの方法を記載した文書である。

(2) 第3の1(3)について

「(2)のホームページには、付属建物の計算方法は示されていない。」については、否認する。

建物の区分所有等に関する法律第2条第4項において、共用部分とされた附属の建物は「共用部分」と定義されており、上記(1)の区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税を算出する方法の共有に属する部分に含まれる。

##### 2 処分の理由

(1) 区分所有に係る家屋及び土地については、地方税法第352条及び第352条の2において、区分所有者に課する固定資産税の計算方法を規定している。

(2) 当該文書は、家屋については、専有部分に専有部分の割合による共有に属する部分の持分を算入したものの床面積により按分する方法、土地については、敷地全体に対する持分の割合により按分する方法を記載した文書であり、区分所有に係る家屋及び土地に

対して課する固定資産税の計算方法を記載した文書である。

(3) 処分庁もこの方法に従い区分所有に係る家屋及び土地に対して課する固定資産税額を算出し課税している。また、処分庁では他に計算方法のマニュアルを作成しておらず、存在しない。

(4) よって、審査請求人に行った処分庁の本件処分は適法である。

## 第5 審査会の判断等

### 1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

### 2 審査会の判断

#### (1) 当該公文書以外の本件対象公文書の存否について

審査請求の趣旨は、「処分庁が示したホームページには抽象的な表現しか記載されていない。」「マニュアルによる図解、公式、及び計算方法が存在しないことは考えにくい。」「係数が定まっているマニュアルを拝見したことがございますので、計算式等マニュアルは確実に存在する。」というものであることから、まず、当該公文書以外に本件対象公文書が存在するかどうかについて検討する。

##### ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、土地家屋のうち、区分建物、その敷地、付属建物の評価をする為の計算方法がわかるマニュアル等の行政文書全てである。

##### イ 区分所有に係る家屋及び土地に対する課税の取扱いについて

区分所有に係る家屋については地方税法第352条の規定により、建物全体の評価額を各戸の面積によって按分し、土地については同法第352条の2の規定により、区分所有に係る敷地全体の税額を算出し、敷地に対する持分の割合によって按分した額を課税額とすることとされている。実施機関においては当該条文の規定に基づき、課税業務用システムに、必要な数値を入力し、算出された結果に基づき課税を行っている。

##### ウ 実施機関において建物及び土地に係る課税計算に際して参照する公文書について

#### (ア) 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）

固定資産評価基準は、地方税法第388条第1項の規定により、総務大臣が定めた固定資産の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続を定め、告示したものであり、同法第403条第1項の規定により、市町村長は当該基準によって固定資産の価格を決定しなければならないとされているものである。

#### (イ) 「鹿児島市固定資産評価事務取扱要領＝土地編＝」及び「鹿児島市評価事務取扱要領（総括評価事務取扱要領、木造家屋編及び非木造家屋編）」（以下これらを「事務取扱要領」と総称する。）

事務取扱要領は、固定資産評価基準及び地方税法を的確に運用するため、解釈の整合性を図り、統制のある事務処理を行うことを目的として、実施機関において定めた要領であり、家屋及び土地の評価事務について網羅的に記載された公文書である。

(ウ) その他一般販売されている書籍

実施機関においては、(ア)及び(イ)の公文書と併せて、固定資産評価基準の解説書や課税実務に係る質疑応答を編纂した書籍等、一般に販売されている書籍を参照して事務を行っている。

エ 当該公文書以外の本件対象公文書の存否について

ウ(ウ)に掲げる公文書は「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」であることから、いずれも条例第2条第2項に規定する開示請求の対象となる公文書ではない。

審査会において、本件対象公文書の有無を確認するため、令和6年10月16日に市資産税課執務室において、実地調査を行い、ウ(ア)の固定資産評価基準及びウ(イ)の事務取扱要領について実際に確認したところ、区分所有に係る家屋及び土地に特化した内容の記載は見られず、実施機関が作成し、又は取得したその他の本件対象公文書も確認されなかった。

また、地方税法第352条及び第352条の2の規定に従い、課税業務用システムを用いて課税額を算出しており、区分所有に係る家屋及び土地の課税計算を行うために、取扱いの詳細を記載したマニュアル等を作成していないという実施機関の説明に特段不合理な点はみられない。

以上のことから、審査会としては、当該公文書以外の本件対象公文書は不存在であると認定せざるを得ない。

(2) 当該公文書の本件対象公文書該当性について

本件処分の経緯について確認したところ、審査請求人は本件開示請求の前に「区分建物の固定資産税及び都市計画税を算出するにあたり、区分建物部分、法定共有部分、規約共有部分、敷地、規約敷地等の計算方法がわかる行政文書すべて（電磁的記録も含む）」を対象とする公文書開示請求を行っており、その際も当該公文書を対象文書として審査請求人に示した上で、本件処分と同様の処分を行っていたとのことであった。

当該経緯を踏まえると、本件開示請求は、当該公文書について把握した上で、当該公文書以外の文書を求めて類似の開示請求を行っているのであり、そのような事情のもとでは当該公文書を本件対象公文書と特定して請求を却下するのではなく、他に文書がないのであれば、不存在を理由とする不開示決定をすべきであったと考える。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断に影響を与えるものではない。

(4) 結論

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和6年7月1日	鹿児島市長からの諮問を受けた。
令和6年8月9日 (第3回審査会)	諮問の審議を行った。
令和6年10月16日 (第4回審査会)	市資産税課に実地調査を行った。 答申案の審議を行った。